

久喜市告示第466号

久喜市栗橋いきいき活動センターしずか館等解体工事について、公募型プロポーザル方式により事業者選定を実施するので、次のとおり公告する。

令和6年10月23日

久喜市長 梅田修一

- 1 工事名 久喜市栗橋いきいき活動センターしずか館等解体工事
- 2 工事期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで
- 3 契約方法 随意契約（公募型プロポーザル方式）
- 4 参加資格

公募型プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たすものとする。

また、共同企業体で参加する場合においても、企業体を構成する者は次の要件をすべて満たすものとする。

なお、企業体で参加する場合においては、市内業者を1社以上含めること。

- (1) 埼玉県の入札情報公開システムにおける久喜市の競争入札参加資格者情報において、解体工事業の格付がAであること。
- (2) 久喜市内に本店を有すること。なお、市内に本店を有する企業（埼玉県の入札情報公開システムにおける久喜市の競争入札参加資格者情報において、解体工事業の格付がB以上であること。）と共同企業体を構成する場合においては、この限りではない。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 久喜市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成22年久喜市告示第25号）第2条の規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 久喜市建設工事等暴力団排除措置要綱（平成22年久喜市告示第27号）第3条の規定に基づく指名除外の措置を受けていないこと。
- (7) 国税及び地方税に未納がないこと。
- (8) 建設業法第26条の規定に基づく技術者を置くこと。
- (9) 石綿を含有する建材を使用した建築物を解体する上で必要な資格者については、解体事業者に置くこと。
- (10) 解体工事を円滑に実施する上で必要な資格者（登録解体基幹技能者、解

体工事施工技士)については、解体事業者に置くこと。

## 5 手続等

### (1) 関係資料の貸与

ア 貸与方法 管財課窓口にてCD-Rを貸与

イ 貸与期間 令和6年10月23日(水)から令和6年12月6日(金)

### (2) 参加表明書類の提出

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書等を提出すること。

ア 提出方法 電子メール

イ 提出先 久喜市役所 4階 総務部 管財課

ウ 提出期限 令和6年11月1日(金)午後5時まで

### (3) 企画提案書等の提出

参加資格を有すると認められた者は、企画提案書等を提出すること。

ア 提出方法 持参又は郵送

イ 提出先 久喜市役所 4階 総務部 管財課

ウ 提出期限 令和6年12月6日(金)午後5時まで(郵送の場合は必着)

## 6 その他

詳細は実施要項及び仕様書を参照のこと。

## 7 担当課

久喜市 総務部 管財課 本庁舎整備推進室

所在地 〒346-8501

埼玉県久喜市下早見85番地の3

電話 0480-22-1111

FAX 0480-22-3319

E-mail kanzai@city.kuki.lg.jp

U R L <http://www.kuki.city.lg.jp>